

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 4	学生の受け入れ
	学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続の設定並びに客観的かつ公正な選抜の実施／入学者選抜における競争性の確保

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
4-1 法科大学院制度の目的に合致し、かつ、各法科大学院の理念・目的及び教育目標に即した学生の受け入れ方針を定めているか。また、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表しているか（「専門職」第20条）。	I◎	A	A
4-2 入学者選抜に当たっては、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れているか（「専門職」第20条）。 ※【留意事項】あり	I◎	A	
4-3 学生募集方法及び入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっているか（「専門職」第20条）。	I◎	A	
4-4 入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか。	I○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
4-1 学生の受け入れ方針については、本法科大学院の理念・目的及び教育目標に即し、入学者受入れの方針を定めている。 入学者の選抜方法については、「標準コース型入試」と「既修コース型入試」の2種類を設定し、「標準コース型入試」では、「適性試験」、「小論文」及び「自己推薦書・面接」の総合評価による合否判定、「既修コース型入試」では、「適性試験」、「自己推薦書」及び「法律科目試験」の総合評価による合否判定としている。 選抜手続については、「出願資格」、「入学定員と募集人員」、「入試日程」、「受験料とその納入方法」及び「出願書類」等を設定している。 これらの入学者受入れの方針、選抜方法及び選抜手続については、「入試要項」及び web サイトによって事前に公表を行った。 4-2 本法科大学院では、受入方針にかなった学生を受け入れられるよう、「標準コース型入試」で実施する小論文試験では、法学知識を問う出題はしないことにしており、「留意事項」に該当する旧司法試験結果等、法学知識の有無がわかる資料による配点も行っていない。また、選抜基準及び選抜方法にかなった評価を行えるよう、以下の措置を講じている。 ・「小論文」及び「自己推薦書・面接」については、複数の委員で採点を行う。 ・法律科目試験の出題及び採点については、複数の委員が行う。 ・複数の委員で採点することを踏まえ、採点者会議では必要に応じて採点者間の調整を行う。

・答案の採点及び合否判定については、受験生の氏名を隠して行う。 4-3 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保については、出願資格を「入試要項」に定め、以下のいずれかに該当する者に受験資格を認めている。 ①大学を卒業した者または2014年3月卒業見込みの者 ②外国において学校教育における16年の課程を修了した者または2014年3月修了見込みの者 ③専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および2014年3月修了見込みの者 ④文部科学大臣の指定した者 ⑤大学に3年以上在学し、かつ所定の単位を優れた成績で修得したと本学法科大学院が認めた者（「飛び入学」制度） ⑥大学を卒業した者と同等以上の学力があると、本学法科大学院が認めた者（事前に資格審査を行う。） 上記の出願資格のうち、②から⑥に該当する場合には、出願期間前に問い合わせる扱いとし、出願資格に係る照会があった場合には、入試・広報委員会が審査し、教授会の議を経て本人に通知している。 4-4 入学者選抜の競争性の確保に係る現状については以下のとおりである。 「2009年中教審報告」は、競争倍率（受験者数/合格者数）が2倍を下回る状況は、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとはいえないという認識を示している。 2014年度入試の競争倍率2.83倍（受験者数34/合格者数12）は、「2009年中教審報告」が懸念する状況ではない。 なお、昨年度「留意点」と指摘された欠席者数については、2014年度入試の欠席者は7人（欠席率17.1%）であり、前年度の欠席者18人（欠席率20%）から改善した。また、今後の検討については、募集停止の検討がなされていたため行うことができなかった。 [改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。 4-4 受験欠席者数の改善。 ○昨年度の課題である欠席者数の改善については、毎年微増している傾向であり、今後の検討が望まれる。【留意点】
--

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。 特になし。
--

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。 特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
4-1	（再掲：1-1-②）「法務研究科（法務専攻）の『教育理念・目的』と『3つの方針』」 http://www.ryukoku.ac.jp/about/philosophy/graduate_f.html 最終アクセス：2014/02/22 ①龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月
4-2	①龍谷大学法科大学院「2014年度法科大学院入学試験問題集」2014年3月
4-3	（再掲：4-1-①）龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月

4-4	(再掲：2-1-⑤) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009年4月
	①龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2014 年度」 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2014.html 最終アクセス：2014/05/26

Ⅱ. 評価結果

総評
本学法科大学院の理念・目的及び教育目標に即した入学者受入方針を定め、「入試要項」やwebサイトにより広く社会に公表していることは評価できる。また、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れるよう、各種措置がなされている。 昨年留意点となっていた欠席者について、数字上の改善は認められる。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》 ・本学法科大学院の理念・目的及び教育目標に即した入学者受入方針を定め、「入試要項」やwebサイトにより広く社会に公表していることは評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院） 4-2 【勧告】 1) 入学者選抜に際し、司法試験の短答式の可否や論文試験の成績も「自己推薦書」の記載事項の1つとして認めているが、法学未修者の適性を評価する際の考慮要素としては適切ではないため、早急に改善されたい(評価の視点4-2)。 (改善) →2011(平成 23)年度版「入学試験要項」からは、「自己推薦書」の記載事項を「資格試験の受験歴とその成績」と記載することとし、旧司法試験の短答式の可否や論文試験の成績を対象から除外していることが認められ、改善が適切になされているものと判断される。 (大学基準協会「改善報告書検討結果(龍谷大学法科大学院)」2013年3月)

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 4	学生の受け入れ
	実施体制／複数の入学者選抜の実施／公平な入学者選抜／適性試験

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
4-5 入学者選抜試験に関する業務は、責任ある実施体制の下で、適切かつ恒常的に安定して行われているか。	I ○	A	A
4-6 複数の入学者選抜方法を採用している場合、各々の選抜方法の位置づけ及び関係は適切であるか。	II ○	A	A
4-7 自校推薦や団体推薦等による優先枠を設けるなどの形で、公平性を欠く入学者選抜が行われていないか（「連携法」第2条）。	I ◎	A	A
4-8 適性試験の結果を適切に考慮するなど入学者の適性の適確かつ客観的な評価を行っているか。また、著しく適性を欠いた学生の受け入れを行っていないか。	I ◎	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

4-5 入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその実施については、法科大学院入試では、「法科大学院入試・広報委員会」にて検討し、教授会で審議・決定している。「入試・広報委員会」は、入試・広報主任及び2人の専任教員から構成されており、事務局機能は法科大学院教務課が担っている。

実施体制については、法科大学院長を本部長とし、入試・広報主任などから構成する実施本部を設置し、その下には出題委員、採点委員、面接委員及び監督班を置いている。これらの実施組織は、法科大学院教員及び法科大学院教務課員を中心に構成し、準全学体制の下で法学部及び入試部をはじめとする他の事務部署からの応援も受けている。

なお、昨年度「留意点」として指摘された出題ミスが生じないための取り組みについては、当該年度の教授会で原因の究明及び再発防止策の策定を行っている。2014年度入試では、再発防止策を講じ、慎重に入学試験業務を行った結果、出題ミス等の問題は生じなかった。

4-6 各々の選抜方法の位置づけと関係について、入試では、「標準コース型入試」および「既修コース型入試」の2種類の選抜方法をとっている。

「標準コース型入試」は、法学未修者を対象とする試験であり、「既修コース型入試」は、法学既修者を対象とする試験である。

募集人員は、入学定員25名のうち、「標準コース型入試」が13人程度、「既修コース型入試」が12人程度である。

それぞれの入試は、入学者の選抜基準・選抜方法が異なっており、独立した入学者選抜である。

4-7 公平な入学者選抜については、本法科大学院では、「法科院基準」が例示する自校推薦や団体推薦等の優先枠を設けるなど、公平性を欠く入学者選抜は行っていない。

4-8 適性試験の結果を考慮した入学者の適性の適確かつ客観的な評価について、適性試験の取扱いについては、以下のとおりである。

既修コース型入学試験では、総得点 600 点のうち、150 点(適性試験の得点 300 点満点を 150 点満点に換算)を適性試験に配点している。 また、標準コース型入学試験では、総得点 300 点のうち、100 点(適性試験の得点 300 点満点を 100 点満点に換算)を適性試験に配点している。評価にあたっては、これらの配点にて、合否判定における適性試験結果を評価している。 また、著しく適性を欠いた学生の受け入れを制限する取り組みについては以下のとおりである。 「2009 年中教審報告」は適性試験実施機関に対し、総受験者の下位から 15%程度の人数を目安として統一的な入学最低基準点を設定すべきであるとの認識を示している。本法科大学院では、この統一的な基準を準拠し、適性試験下位 15%を基本とした基準点を設定し、基準点に達しない受験者は不合格とした。
[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
4-5 ○2013 年度入学試験（既修コース型）の民法科目試験で出題にミスが生じた件については、その原因を究明し、今後は決して発生しないよう改善に向けた取り組みが望まれる。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
4-5	①「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）委員会内規」2012 年 11 月 7 日制定
	②「2013 年度法科大学院後期日程既修コース型入学試験における出題ミスについて（報告）」2013 年 2 月 20 日 学長宛報告
	③「法科大学院入学試験における出題ミス再発防止への対応について（報告）」2013 年 2 月 26 日 学長宛報告
4-6	（再掲：4-1-①）龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月
4-8	（再掲：4-1-①）龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月

II. 評価結果

総評
入学者選抜試験実施については、「法科大学院入試・広報委員会」において検討し、教授会で審議・決定していることから適切に運用されている。 出題ミスが生じないための取り組みについても当該年度の教授会で原因の究明及び再発防止策の策定を行い 2014 年度入試では、再発防止策を講じ、慎重に入学試験業務を行った結果、出題ミス等の問題は生じなかった。 また、「2009 年中教審報告」の基準に準拠し、適性試験下位 15%を基本とした基準点を設定し、基準点に達しない受験生は不合格としている点は、著しく適性を欠いた学生の受け入れを制限する取組として、評価できる。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
・「2009 年中教審報告」の基準に準拠し、適性試験下位 15%を基本とした基準点を設定し、基準点に達しない受験生は不合格としている点は、著しく適性を欠いた学生の受け入れを制限する取組として、評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 4	学生の受け入れ
	法学既修者の認定等／入学者選抜方法の検証／入学者の多様性

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
4-9 法学既修者の認定は、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われているか。また、認定基準は適切な方法で事前に公表されているか（「専門職」第25条）。 ※【留意事項】あり	I◎	A	A
4-10 学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されているか。	II○	A	A
4-11 多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう適切に配慮しているか（「連携法」第2条、「専門職」第19条）。	I◎	A	A
4-12 入学者のうちに法学以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めているか。また、その割合が2割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表しているか（「告示第53号」第3条）。	I◎	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
4-9 法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表については、「法科院基準」の留意事項への対応を含め、以下のとおりである。 法学既修者に対する単位認定については、「既修コース型入試」の法律科目試験に対応した法律基本科目を対象としている。また、法律基本科目はすべて必修科目である。なお、法情報調査等に関する科目の単位認定は行っていない。 「既修コース型入試」の法律科目試験の最低基準点は、「各科目 60%以上の得点を基準とし、総合点で 60%を最低の合格点」とし、「入試要項」及び web サイトによって事前に公表を行った。前回の認証評価時には、この基準を非公開としていたため、問題点の指摘を受けたが、上記のように改善を行った。 法律科目試験の出題形式は、憲法、刑法及び選択科目については論述式としており、民法については、論述式と短答式を併用している。民法の論述式と短答式それぞれの配点は非公開としているが、留意事項が示す「配点の少なくとも半分以上を論述式とすること」に該当する比率ではない。 4-10 学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立については、入試・広報委員会が各種データを蓄積し、それに基づく検証・改善提案を行っている。例えば、入試説明会アンケート、受験時アンケート等の各種アンケート結果は、広報活動等の効果検証や志願者目標を達成するための企画・提案に反映している。 なお、2014 年度入試においては、募集停止の検討がなされていたため、入試説明会アンケート、受験時アンケートは実施したが、次年度に向けた検証・改善提案は行っていない。 4-11 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮については、自己推薦書に一定の配点を行い、受験生の多様な経歴や社会人経験について、積極的に評価している。また、「標準コース型入試」の「小論文」においても、法律

学の知識を問わないこととしている。 4-12 法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合について、2014 年度入試では、75%（該当者 3 人／入学者 4 人）であり、「告示第 53 号」第 3 条第 1 項で求められている 3 割以上であった。
〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
4-9	（再掲：4-1-①）龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月
	（再掲：1-2-①）「2013 年度履修要項」2013 年 3 月
	（再掲：4-2-①）龍谷大学法科大学院「2014 年度法科大学院入学試験問題集」2014 年 3 月
4-11	（再掲：4-1-①）龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月

Ⅱ. 評価結果

総評 学生の受入のあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立について、入試・広報委員会が各種データを蓄積し、それに基づく検証・改善提案を行い、広報活動等の効果検証や志願者目標を達成するための企画・提案に反映されていることは評価できる。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院） 4-9 【問題点】 1) 法学既修者認定試験の合格基準点が公表されていないため、改善が望まれる（評価の視点4-9）。 （改善） →評価の視点 4-9 に記載のとおり改善している。 4-11 【問題点】
--

1) 定員 30 人に削減後も社会人選抜制度等の多様な入学者確保の理念は維持するとのことであるが、他方で上記のとおり法学既修者の入学増加へ向けた制度改定もあり、理念をいかに維持するかが課題となる(評価の視点4-11)。

(改善)

→貴法科大学院においては、定員の削減、入試制度 の変更、社会人枠の撤廃後も、社会人学生の割合が 30～50%となっており、実際に毎年度一定の割合の 社会人が入学していることが確認できる。

したがって、社会人学生の割合の確保がなされていることが認められ、社会人を含む多様な人材を受け入れようとする貴法科大学院の理念が堅持されているものと判断される。

(大学基準協会「改善報告書検討結果(龍谷大学法科大学院)」2013 年 3 月)

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 4	学生の受け入れ
	入学試験における身体障がい者等への配慮／定員管理／休学者・退学者の管理／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
4-13 身体障がい者等が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているか。	II○	A	A
4-14 法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているか（「大学院」第10条）。 ※【留意事項】あり	I◎	B	A
4-15 学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み・体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切にとられているか。	II○	A	
4-16 休学者・退学者の状況及び理由の把握・分析に努め、適切な指導等がなされているか。 ※【留意事項】あり	I○	A	A
4-17 法科大学院における適切な学生の受け入れを達成するために、特色ある取組みを行っているか。	II○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

4-13 入学試験における身体障がい者等への配慮については、身体等に障がいのある受験生に対する「受験上の配慮」を行っている。受験上の配慮を希望する受験生は、出願書類を提出する前にその旨を申し出て、必要な情報を提供の上で所定の書類を提出する。申し出を受けた際には、本学の施設設備で対応可能か否かを検討し、それぞれの障がいの程度に応じた受験特別措置をとることにしている。なお、2014 年度入試においては、該当の申し出はなかった。

4-14 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の適切な管理については以下のとおりである。
2013年度における入学定員に対する入学者数の状況については、入学定員25人に対し15人の入学者数（充足率60.0%）であった。これは、「法科院基準」が示す留意事項の過度の不足の状態にあたる。この対応については、評価の視点4-15で後述する。

収容定員に対する在籍者数の比率については、収容定員63人に対し在籍者数58人（充足率92.1%）であり、「法科院基準」に照らして適性範囲内であった。

4-15 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応については、これまで、入学定員に対する入学者数の大幅な不足が生じた場合、入学定員の見直しとともに入試制度の改革や学費・奨学金制度の見直し等、様々な改革に取り組んできた。

しかしながら、2013 年度第 22 回教授会（2014 年 2 月 5 日開催）は、以下の 4 つの状況・結果を踏まえ、2015 年度以降の学生募集の停止を決定した。

1. 法科大学院を取り巻く外的環境の変化
2. 入学者の確保
3. 定員割れ状況での授業運営
4. 司法試験の結果

(参照：「法科大学院における 2015 年度学生募集の停止及び廃止について（報告）」2014 年 2 月 5 日 学長宛報告）

4-16 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等について、

学生が休学または退学を希望する場合、当該学生は、所定の「願書」を保証人と連署の上で法科大学院教務課に提出し、学生生活主任による面談を受けることになっている。願い出の可否については、「願書」及び「学生面談記録」等に基づき、教務委員会を経て教授会で審議している。一連のプロセスの中で、学籍異動理由の把握については、学生生活主任による面談の際に行っている。

2013 年度の休学及び退学の状況及び理由については、「経済的理由」が 1 人、修学意志の喪失が 1 人、一身上の都合が 1 人の計 3 人であった。なお、休学を経て同一年度内に退学した学生については、「退学」でカウントした。

また、2013 年度の在籍者数に対する休学者及び退学者の比率は 5.2%（休学者及び退学者 3 人／在籍者数 58 人）であり、「法科院基準」が示す留意事項の休学者及び退学者の割合が在籍学生比率で 10%を超える状態にはあたらない。

4-17 学生の受入れを達成するための特色ある取り組みについては、既修コース生については、全員に年額 804,000 円の学費援助奨学金を給付して実質無償化するとともに、標準コース生についても、成績上位者に年額 804,000 円（前年度成績 1 ないし 3 位）・522,500 円（同 4 ないし 6 位）の学業奨学金を給付するほか、全員に学費援助奨学金を給付するなど、経済的負担を軽減している。

また、就学のために下宿等、賃貸物件への居住が必要な学生に、下宿者学業支援奨学金（上限月額 30,000 円）を支給している。このような奨学金を給付することによって、就学に当たっての経済的な困難を軽減させ、多様な学生の受入れを達成しようと取り組んでいる。

上記の取り組みについては、2014 年度入試においてもこれを踏襲した。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
4-13	（再掲：4-1-①）龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月
4-15	（再掲：4-1-①）龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月 （再掲：3-11-①）「法科大学院における 2015 年度学生募集の停止及び廃止について（報告）」2014 年 2 月 5 日 学長宛報告
4-16	①法務研究科学籍異動一覧表＜退学・休学＞2013 年 5 月 1 日現在
4-17	（再掲：4-1-①）龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月

Ⅱ. 評価結果

総評
身体障がい者などの受験生に対し、入学試験要項に明示し、事前の申請をもとに「受験特別措置」を行っていることから、受験するための仕組みや体制等が整備されていると評価できる。 貴研究科では、入学定員の見直しとともに入試制度の改革や学費・奨学金制度の見直し等、様々な改革に取り組み、在籍学生数に大幅な不足が生じないための仕組み・体制等が講じられてきたと評価できるが、2013 年度は入学定員 25 人に対し 15 人の入学者数（充足率 60.0%）であった。その点を含む 4 つの状況・結果を踏まえ、2015 年度以降の学生募集の停止を決定している。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
・特色ある取組についても「学費援助奨学金」や下宿生に対する「下宿者学業支援奨学金」を支給し、修学に当たって経済的な困難を軽減させ、多様な学生を受け入れようとしている取組は評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要